

随意契約理由書

件名	新神戸駅他昇降機設備管理業務		
契約の相手方	株式会社日立ビルシステム 関西支社		
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項2号に該当		
随意契約の理由 本業務は、地下鉄西神・山手線、海岸線及び業務ビルに設置されている昇降機設備の定期点検、保守点検、点検、点検を行う設備管理業務である。 昇降機設備の定期的な保守点検、点検は建築基準法で定められており、機器の性能及び安全性を確保し、人身事故等の事故を未然に防ぐためには、製造メーカーだけが持つ技術的なデータを元にした安全で確実な管理が必要であり、それは他のメーカーでは不可能である。 よって、責任の所在を明確にし、長期に渡って機器の故障などのリスクを減らすために、製造メーカーである上記業者と随意契約を行う。			
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部施設課設備係 (電話番号 内線 6604)		